

令和5年5月8日(月曜)以降の 施設利用の際の新方針

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ【5類】に移行される事に伴い、【小樽市民会館】【小樽市公会堂】【小樽市民センター】三館のご利用に際しましては、以下の方針を新たに定めます。

●運用開始

令和5年5月8日(月曜)～

●利用人数について

ホール及び集会室・会議室の半数制限は解除されます。各室の基本定員までのご利用が可能となります。

※半数制限のため、複数室をお申し込みのご利用者が何室かをキャンセルされる場合、キャンセル料等はありません。

●参加者の連絡先把握について

参加者名簿等の提出は必要ございません。

●マスク・体温測定・手指消毒について

マスクの着用に関しましては、基本的に個人の判断に委ねられる事となっておりますが、感染対策上の観点から、【マスク着用】【体温測定】【手指消毒】等は推奨されておりますので、支障のないご利用者様には引き続きご協力をお願いいたします。

※詳しくは、各事務室までお問い合わせください。